

三重県紀宝町地域おこし協力隊募集要項

1. 活動概要

紀宝町農業経営者クラブにおける活動

- (1) 柑橘農業の振興に関すること
 - ・活動期間終了後の就農を目指し柑橘栽培技術の習得に関すること
 - ・特産品の販路開拓に関すること
 - ・インターネットやSNS等を活用した情報発信に関すること
 - ・新規就農者の獲得に関すること。
- (2) 町産業振興課用務に関すること
- (3) その他、町長が必要とする活動

2. 募集対象（次の全ての条件を満たす者）

- (1) 2021年4月1日現在で原則年齢20歳以上45歳以下の方
- (2) 原則、現在3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、半島等の地域に該当しない市町村）に生活の拠点がある方で、採用決定後に紀宝町に住民票を異動できる方
- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲があり、積極的に活動できる方
- (4) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）のできる方
- (5) 普通自動車運転免許（MT車）を取得している（取得見込の）方
- (6) 活動期間終了後、体験園地での就農に意欲がある方
- (7) 活動期間終了後も紀宝町での定住を前向きに検討できる方

3. 募集人数

1名

4. 任用関係の有無

紀宝町から隊員として委嘱します。雇用関係はありません。

町が隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

5. 活動場所

体験園地：紀宝町内の柑橘園地（約1.4ha）

※主に上記の場所での活動となりますが、必要に応じて活動予定場所以外での活動も行っていただきます。また、専門知識を身に付けていただくため、研修期間がある場合があります。

6. 活動時間等

1日につき7時間30分、月21日活動を基本とします。

定休日はありません。活動状況によって、月10日程度の休日を計画していただきます。

7. 委嘱期間

委嘱期間は委嘱の日から令和5年3月31日までとし、1年以内の期間を定めて延長することができますが、最長で3年となります。

※活動開始時期については、採用決定者と相談の上決定いたします。

8. 報酬等

(1) 報酬

(1年目) 時給 1,120 円 (月額 176,700 円相当)

(2年目) 時給 1,150 円 (月額 181,800 円相当)

(3年目) 時給 1,200 円 (月額 188,600 円相当)

※就任時期により金額に若干の差が出る場合があります。

(2) 住居手当

家賃は月 50,000 円を上限として実費負担します。

敷金、礼金は 150,000 円を上限として1回のみ負担します。

9. 待遇・福利厚生

(1) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は自身で対応。

(2) 副業は可能とします。(ただし、町との事前相談を要するものとします。)

(3) 活動に必要な備品、消耗品の購入及び資格取得等に係る経費については、双方協議のうえ、予算の範囲内で町が負担します。

10. 申込受付期間

令和3年11月19日(金)～令和3年12月24日(金)

11. 応募方法・選考方法

(1) 応募方法

下記の書類を紀宝町役場産業振興課に郵送又は持参してください。(12月24日必着)

① エントリーシート (A4サイズ・様式自由) 「応募動機・自己PR・活動目標」を800字以内で記入してください。

② 履歴書 (写真貼付) 市販のもので可

③ 住民票抄本 (住所・氏名・生年月日・性別がわかるもの)

④ 自動車運転免許証の写し

(2) 選考方法

① 第1次選考 (書類選考)

受付締切後、書類選考を行い、結果を応募者全員に文書にて通知します。

② 第2次選考 (面接)

令和4年1月29日(土)～30日(日)を予定しています。(2泊3日)

第1次選考合格者を対象に面接を行います。

第2次選考につきましては、紀宝町にお越しいただき、紀宝町を見ていただいた上で、

面接試験を実施します。詳細なスケジュール等については、第1次選考結果を通知する際に対象者にお知らせします。

第2次選考の結果は、文書にて対象者に通知します。

※応募にかかる費用については、応募者の負担とします。

2次選考前に紀宝町にお越しいただく費用については、町が負担します。

※提出された書類一式は返却できません。

12. 参考 URL

紀宝町ホームページ (<https://www.town.kiho.lg.jp/>)

紀宝町農業経営者クラブ (<https://www.instagram.com/kihochofarmer/?hl=ja>)

13. その他

- ① 選考の結果、採用者なしとする場合があります。
- ② 応募資格がないこと、または応募書類の記載事項に虚偽が判明した場合、合格や採用が取り消しになります。

14. お問い合わせ先

519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地

紀宝町役場 産業振興課 (担当：清水)

TEL 0735-33-0336 FAX 0735-32-0727

【参考：紀宝町農業経営者クラブ及び活動の概要】

紀宝町農業経営者クラブは、農業に関する技術、知識の習得及び改善に資するとともに会員相互の連帯意識の向上を図ることを目的に設立されました。

現在、会員数は34名おり、柑橘や水稲、野菜など農業に携わる農家が、農産物の生産販売やイベントへの参加、ふるさと納税への出品など精力的に活動を行っています。